

平成 19 年 12 月 26 日
都 市 整 備 局

羽田空港跡地利用基本計画（素案）への意見募集の結果について

羽田空港移転問題協議会（国土交通省、東京都、大田区、品川区）では、羽田空港跡地利用基本計画（素案）を平成 19 年 10 月 31 日に公表し、平成 19 年 11 月 1 日から 11 月 14 日まで意見募集を行いました。

いただいたご意見の概要及びご意見に対する同協議会の見解を以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

今後、お寄せいただいたご意見を参考に、さらに検討を進め、今年度中を目途に「羽田空港跡地利用基本計画」をとりまとめる予定です。

皆様方のご協力に深くお礼申し上げます。

1. 意見募集の概要

○募集期間：平成 19 年 11 月 1 日（木）～11 月 14 日（水）

○告知方法：国土交通省・東京都・大田区・品川区ホームページ、広報東京都、大田区報

○意見を頂いた件数：総計 42 件

（媒体別内訳）メール 21 件、郵送 13 件、FAX 8 件

（属性別内訳）個人 24 件（うち大田区内 16 件）、団体 18 件（うち大田区内 8 件）

2. 主な意見と見解

（1）計画全体に関する事項

主な意見	意見に対する見解
ゾーニング及び各ゾーンの特性と利用の方向性は、各ゾーンが独立することなく、跡地を含めて全体を空港としてとらえて、一体的な開発事業として位置付けるべき。 特に、第 1 ゾーンと第 2 ゾーンは、水と緑のオープンスペースによる連続したゾーン空間形成に加えて、機能面においても両ゾーンが一体となって連携を図るべき。	本計画においては、空港跡地が不整形な土地であることから、構内道路や航空法による高さ制限等を踏まえたゾーニングを行っておりますが、第 1 、第 2 ゾーンについては連続した土地であり、今後事業実施段階において機能面での連携を含め、詳細な検討が行われます。
羽田空港の用地利用、開発に関しては是非、将来の国際線拡大を視野に入れた用地利用をお願いしたい。	本計画においては、第 2 ゾーンを国際交流ゾーン、商業ゾーンに位置付けているとともに、第 3 ゾーンを国際線を含む将来の航空需要動向を見極めながら、様々な空港関連施設のニーズの発生や変化に柔軟に対応するための空港連携ゾーンと位置づけています。

(2) 具体的整備に関する事項

主な意見	意見に対する見解
<p>以下のような施設を整備して欲しい。 例)</p> <p>【文化・交流施設】展示スペース、世界まんが図書館、コンサートホール、人間の尊厳・仁愛・叡智を象徴する巨人像、カルチャー施設、世界遺産・古代文明・ギネスブック等のホール、観光PRルーム、道の駅、羽田史料館、航空博物館、災害体験館、臨空危機管理センター等</p> <p>【商業施設】フリーマーケット、テーマパーク、カジノ、シネコン、温浴施設、リラクゼーション施設、温水プール、パークゴルフ場、保育施設、美容室、展望台等</p> <p>【国際交流施設】24時間対応のオフィス、外国公使館・領事館・貿易代表部の誘致、留学生の宿泊会館、海と飛行場が見える結婚式場をもつホテル、国際会議場、世界の祭り館等</p> <p>【空港連携施設】旅客・物流施設、流通常用地、ビジネス機用ゾーン、スーパーhosptial、世界の最先端医科大学、航空・海洋青少年教育・研修施設、レンタカー基地用地等</p> <p>【その他の施設】世界特許大学、世界最先端特許製品展示場、船舶修理・船底清掃施設等 ※お寄せいただいた施設例をすべて掲載しているものではありません。また分類については、事務局で行ったものです。</p>	<p>本計画は跡地利用の方向性を示すものであり、具体的な整備内容等については、今後事業実施段階において詳細な検討が行われます。</p> <p>ご要望の事項については、「跡地利用に当たっての基本的な視点」、「跡地利用基本計画の主な留意点」等を踏まえて検討が行われます。</p>
<p>新たに造るよりも、今ある施設の有効利用や補強を考えるべき。</p>	<p>既存施設の有効利用については、今後事業実施段階において詳細な検討が行われます。</p>
<p>可能な限り緑地とすべきである。緑地公園を広い範囲で実現すべき。</p>	<p>緑地については、バードストライクによる飛行の安全性への影響、環境との共生を目指した潤いと安らぎのある空間形成等を考慮しながら、今後事業実施段階において適切な規模等の検討が行われます。</p>
<p>防災拠点施設の整備が必要である。</p>	<p>防災機能については、導入する場合にはその機能が十分に発揮できるような位置、面積等となるよう検討が行われます。</p>
<p>第2ゾーンの帶状のゾーンは幅が狭いため、広域防災機能の導入は考えないほうが良い。</p>	

(3) 交通アクセス等に関する事項

主な意見	意見に対する見解
周辺道路の交通渋滞が発生すること等が想定されるため、跡地を含めた羽田空港全体の交通対策を速やかに策定して欲しい。	空港周辺を含めた交通対策については、現在、別途検討を進めているところです。
跡地の有効利用等のため、環状八号線を地下化すべき。	新設構内道路の地下化については、既存のモノレールや京浜急行電鉄の地下構造物との関係等により困難です。
第2ゾーンの中等に新駅を計画すべきではないか。	第2ゾーン内に新駅を設ける計画はありませんが、国際線旅客ターミナルビルから第2ゾーンへの良好なアクセスの確保については、今後事業実施段階において詳細な検討が行われます。

(4) その他

主な意見	意見に対する見解
空港周辺住民、区民には空港跡地が「53ヘクタールである」という点について納得が得られていない。過去の歴史的経緯からも、大田区が区民に約束した200ヘクタールの跡地計画を守ることができる計画になるよう検討してほしい。空港連携施設はやめて、区民や空港利用者が利用できる施設にしてほしい。 地区割りも区民の納得が得られる内容ではない。53ヘクタールすらも確保できていない。用地は都が取得し、地元区に配慮した計画にすべき。	羽田空港跡地の範囲と面積（約53ha）、本計画の内容については、国、東京都、大田区、品川区からなる羽田空港移転問題協議会において合意したものです。 跡地の今後の取扱いについては、その跡地利用の内容に応じて適切に対応していくべきものと考えます。
「計画の実施に向けて」に、以下の事項等を記載されることを期待する。 【明確にすべき事項】 売却手法、売却先、国が継続所有する可能性、都市計画への盛り込み、緑地の整備主体、新規設置される道路の道路法上の取扱い、上下水道の整備主体	本計画は跡地利用の方向性を示すものであり、具体的な整備内容等については、今後事業実施段階において詳細な検討が行われるものと考えています。今後、基盤整備と事業手法等の課題を整理し、解決を図っていくことにより、本計画の具体化を目指していきます。
今後、跡地の基盤整備や事業手法等について、公民の役割分担を明らかにし、事業化スケジュールについても再拡張事業と整合させて欲しい。 公的セクターによる公共基盤整備及び交通渋滞等空港島全体の問題解決への取り組み、民間企業の活力と資金を最大限に發揮可能	

な事業手法の選定を要望する。	国内線・国際線への相互接続、国際線同士の接続旅客向けに、簡易な方法で出入国手続きや乗り継ぎができ、第2ゾーンで手軽に時間を過ごせる施設、サービスを提供することが重要。 例えば、航空旅客の預け入れ手荷物のスルーチェックインや一時保管場所の確保、外国人旅客の一時出国の簡素化により乗り継ぎ時間を活用して、手軽にこのゾーンで時間を有意義に過ごすことを可能にする。	国内線・国際線の乗り継ぎについては構内循環バスの運行が、また国際線から国内線への手荷物については乗り継ぎカウンターでの預託などのサービスが、それぞれ旅客ターミナルビル事業者等により提供される予定であり、更に旅客サービスの向上に向けて検討しているところです。
羽田旭町の再開発や神奈川口構想等との関連の検討が必要ではないか。	ご指摘の構想等との関係については、今後の計画の具体化を踏まえながら検討が行われます。	
伊豆・小笠原諸島向けの高速船の発着場を作つはどうか。 海老取川付近に小型船舶の係留地を造つはどうか。	跡地利用に関連するご意見として、今後参考にさせて頂きます。	
自動車道、自転車道、歩道にすみわけ区分をしたモデル道路を作つはどうか。		
今後の日本の空港は、景観法の制定を受け、また海外からの観光客の来日を促進するために、良好な景観の創出に寄与する建築物及び外構の緑地を備えたものにすべきである。	良好な景観の創出については、今後事業実施段階において詳細な検討が行われます。	

注) 本計画は、跡地の土地利用の方向性を示すものであることから、事業実施数段階における具体的な事項に関するご意見については、十分にお答えできないものもあります。

問い合わせ先 都市整備局 都市基盤部 交通企画課 電話 03-5388-3288 (直通)
